

第3章 基本事項

1. 生物多様性そうか戦略の位置付け、計画期間

1) 位置付け

生物多様性基本法第13条では、「都道府県及び市町村は、（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

本市では、第二次草加市環境基本計画内で生物多様性地域戦略について明記していることから、生物多様性そうか戦略を策定するものです。

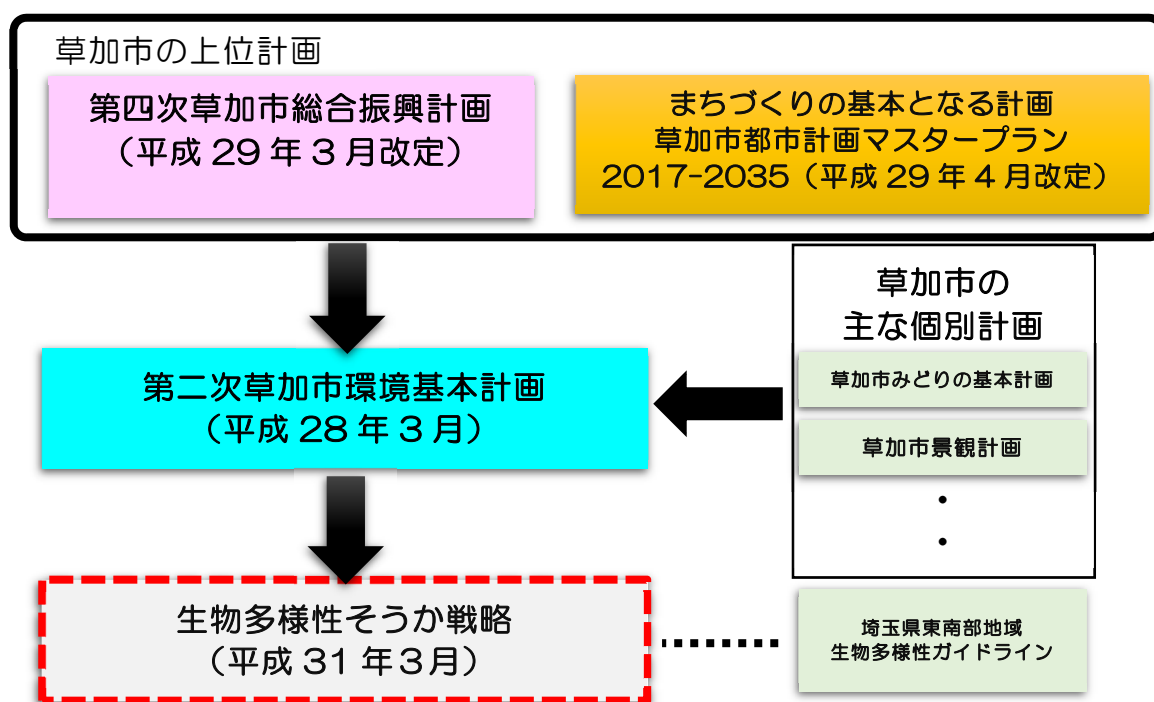


図 3.1-1 生物多様性そうか戦略の位置付け

2) 計画期間

生物多様性そうか戦略の計画期間は、「第二次草加市環境基本計画」の計画期間である平成47年度（2035年度）までとします。

また、自然環境の変化は数年では十分に把握しきれませんが、生物多様性に関する社会情勢や国内外の動向は、加速的に進んでいることを踏まえ、これらの動向を適切に反映するため、平成36年度（2024年度）までに見直しを図ることとします。

3) 対象とする区域

生物多様性そうか戦略の対象区域は、原則、市内全域とします。

また、本市内で行う事業や活動に関係する経済活動等は、対象区域外であっても、対象に含めることがあります（例えば、公共事業で調達する木材も対象とすることがある、など）。

4) 計画の実施主体

生物多様性そうか戦略の実施主体は、第二次草加市環境基本計画の実施主体と同様に、市民、事業者、草加市の三者とします。

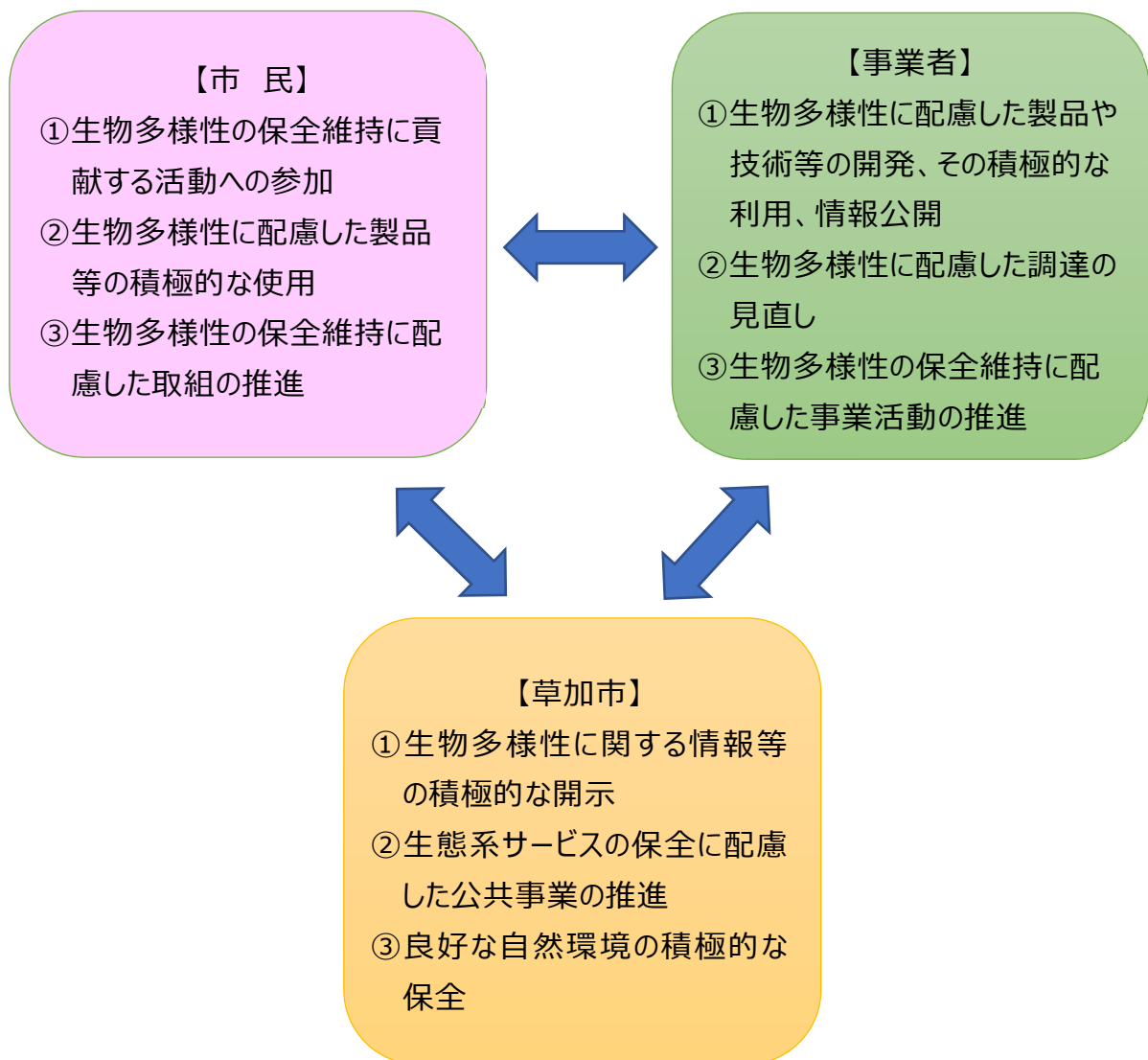


図 3.1-2 生物多様性そうか戦略の実施主体と期待する役割

2. 基本理念・基本方針

1) 基本理念

生物多様性そうか戦略は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画であり、生物多様性国家戦略を基本としつつ、本市の地域特性を活かした計画とするものです。

本市では、市民参加による「そうか生きもの調査」をはじめ、さらに生物多様性を「知る」ための取組を重点的に進め、市民や事業者等に生物多様性に対する理解の促進を図ります。また、市民・事業者・市の協働により、生きものを「守り、育てる」、生物多様性の保全に「参加する」といった取組を進め、生物多様性の保全に向けた基盤づくりを行っていきます。

生物多様性そうか戦略の策定により、市民や事業者は、生物多様性に配慮したライフスタイルが浸透するとともに、水とみどりの質を高め生物多様性を享受することで、本市の環境像である「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、「**草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ**」ことを基本理念とします。

環境基本計画の目標像：人と自然が共に生きるまち そうか

基本理念：草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ



図 3.2-1 生物多様性そうか戦略の基本理念

2) 基本方針

生物多様性そうか戦略では、基本理念に基づき、3つの基本方針を設定します。

① 生物多様性への理解の促進—主流化・生物多様性を「知る」—

都市化の進展に伴い、自然とのつながりが薄らぐことで、生物多様性の恩恵を享受しにくくなっていることから、生物多様性の重要性について十分に理解できなくなりつつあります。市内全域の生物多様性についてよりの確な状況の把握によって、生物多様性の保全・再生の取組などに生かしていきます。

② 「守り・育てる」—水とみどりの質を向上する—

生物多様性の視点から、水とみどりがさまざまな生きものの生息空間であり、移動経路としても重要な役割を担っていることを再認識し、緑地等が持つ機能を最大限に発揮できるよう質の向上を図る方策を検討します。

③ 市民との協働を推進する—「参加」による向上—

本市は、環境や緑化などに関した活動団体による保全活動、市民参加による「そうか生きもの調査」など、環境学習の推進、人材育成を目的とした自主的な活動が展開されています。本計画を実行性と継続性のあるものとするためにも、市民・事業者・学校・団体などの多様な主体が参加し、将来の目標を共有することで、「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指します。

3. 達成目標（将来像）

基本方針に基づき、生物多様性そうか戦略では、達成目標として将来像を以下のとおり設定します。

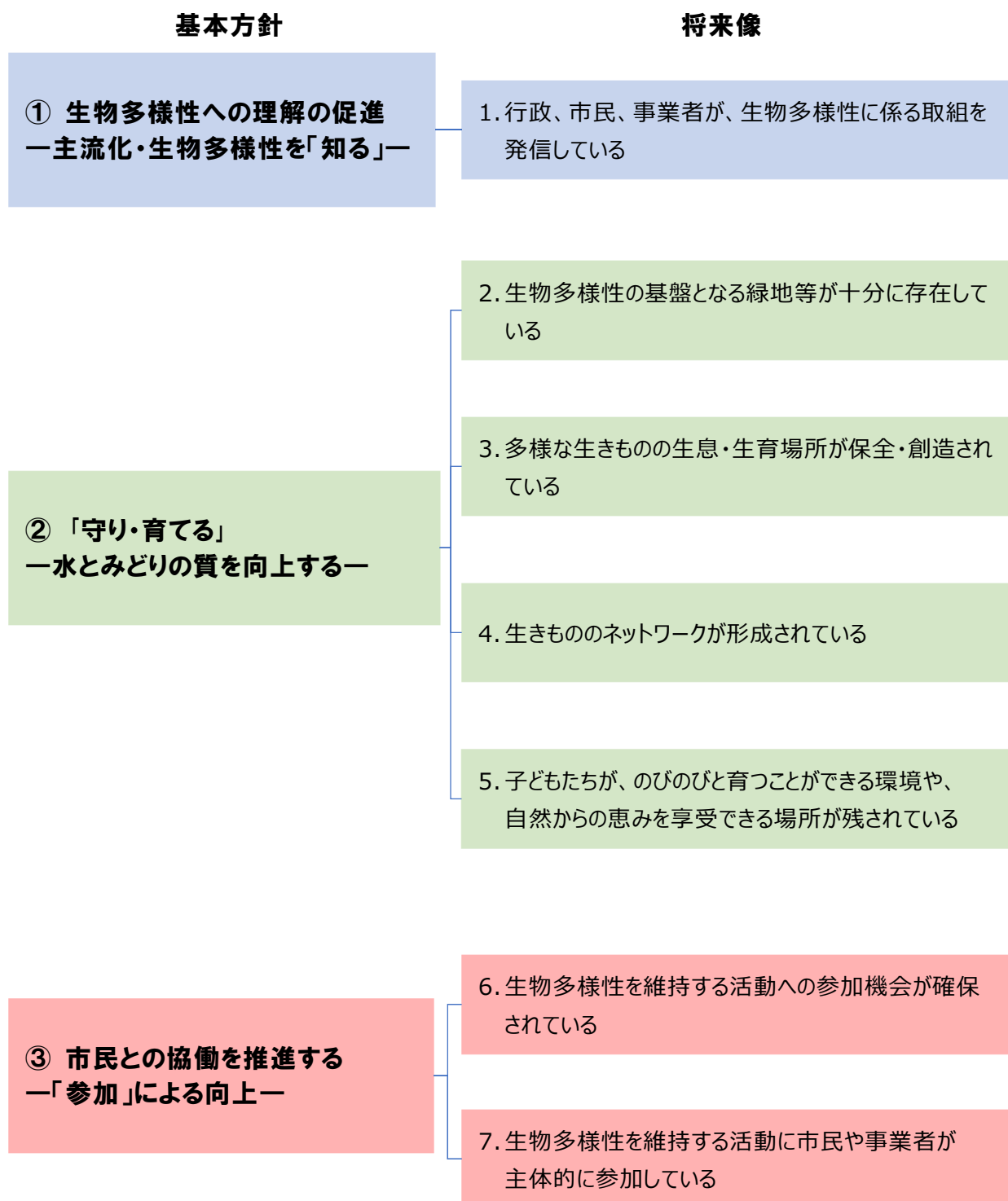


図 3.2-2 生物多様性そうか戦略の達成目標（将来像）